北京路浩
CN-KnowHow

Newsletter

Add: 中国北京市豊台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F　〒100161

Tel: 86-10-62113695　Fax: 86-10-62198011　Email: int@cnkip.com　Homepage:www.cnkip.com

Topic-1

2019 年中国知財発展状況について（Page2）

2020 年 4 月 23 日、国家知識産権局（CNIPA）は 2019 年中国知財発展状況について記者会見を開催し、2019 年中国知財発展の成果および今後の方針について説明した。

Topic-2

2019 年最高裁判所知財法廷のアニュアルレポート（Page4）

2020 年 4 月 16 日､中国最高裁判所属の知財法廷が 2019 年アニュアルレポートを発表した。

Topic-3

最高裁、「知的財産権の司法的保護を全面的に強化することに関する意見」公表（Page7）

2020 年 4 月 21 日、最高裁判所は、「知的財産権の司法的保護を全面的に強化することに関する意見」を公表した。

Topic-4

最高裁判所、専利権付与・確定に係る行政案件審理の規定に対してパブコメ募集（Page9）

4 月 28 日、最高裁判所は「 専利権付与・確定に係る行政案件の審理における若干問題に関する最高裁判所の規定（一)」(意見募集稿）を公表し、社会に向けて意見を募集する。

Topic-5

ブリーフニュース（Page14）

1. CNIPA、「知的財産保護の強化に関する意見」の推進計画を公表
2. 全人代、「著作権法修正案（草案)」の審議をスケジュールに
3. CNIPA、「商標代理管理弁法（意見募集稿)」をパブコメ募集
4. 最高裁、2019 年度中国裁判所における十大知財事件および 50 件典型案を発表

Topic-6

路浩ニュース（Page18）

Newsletter

Add: 中国北京市豊台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F　〒100161
Tel: 86-10-62113695　Fax: 86-10-62198011　Email: int@cnkip.com　Homepage:www.cnkip.com

Topic-1

2019 年中国知財発展状況について

2020 年 4 月 23 日、国家知識産権局（CNIPA）は 2019 年中国知財発展状況について記者会見を開催した。会見上、国家知識産権局の申　長雨局長が報告を発表し、記者質問に回答した。以下は、会見の内容概要をまとめて見てみよう。

成績と進展：

- 国家層の戦略・政策

  2019 年 12 月、綱領的な「知的財産保護の強化に関する意見」を公表した。中国知財事業の発展状況に応じて、「厳格保護、大規模（範囲）保護、快速保護、共同保護」という新たな知財保護体制を打ち出し、具体的に 99 条実施措置を制定している。（詳しくは、弊所 2019 年 Newsletter 12 月号をご参照ください。）

  2020 年 4 月 20 日、同「意見」の推進計画書を発表・実施開始した。（詳しくは、本稿の Topic5－1 に記載）

- 法制定

  法の修正：「不正競争防止法」、「専利法実施細則」、「著作権法」、「植物品種保護条例」など。

  新規制定：「専利代理管理弁法」、「商標登録出願行為を規範する若干規定」、「知的財産分野に関する独占防止のガイダンス」など。

- 経済的な成果

  知的財産権の実際的応用から得た経済的効果がより一層増加した。具他的に、特許集約型産業の推進、商標ブランド戦略の実施、地理的表示の応用などがあげられる。特に、2018 年中国特許集約型産業の付加価値は 10.7 万億に達し、国内総生産に占める割合が 11.6%に達していた。

Add: 中国北京市豊台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F　〒100161

Tel: 86-10-62113695　Fax: 86-10-62198011　Email: int@cnkip.com　Homepage:www.cnkip.com

- 国際間提携

　「一帯一路」国家間の知財提携を中心として、両国間、または多国間の政府間提携および国際組織間の提携を強化しつつある。具体的に、ハーグ条約加入の推進、「視聴覚的実演に関する北京条約」の発効、欧米日韓各国と提携した知財プロジェクトなどがあげられる。

- 知財実務

　平均審査周期において、価値の高い発明特許は 17.3 ヶ月まで、商標登録出願は 4.5 ヶ月まで抑えた。商標不服審判の平均審査周期は、法定の 12 ヶ月から実際に 7～10 ヶ月まで減少した。

　商標業務の電子化がより広く応用されている。2019 年各種商標業務のオンライン申請の利用率は 94.5%に達した。

今後の方針：

- 国家層の戦略・政策

　「知識産権強国戦略要綱（2021－2035）」制定作業が進行中で、初稿が完成。

- 法制定

　今後は、知的財産権に関する基礎的な法制度の制定・研究を推進していく。

- 経済的な成果

　今後、通信、新材料、医療医薬、リサイクルをはじめとした特許集約型の産業がより一層発展に拍車をかける趨勢である。それにともない、各業界での知財権利の競争もより激しくなってくるのであろう。

- 国際間提携

　今後、「一帯一路」国家間の知財提携を重点中の重点として、引き続き多国間提携を推進しようとする。

- 知財実務

　今後、商標業務の便利化をより一歩推進する方針。また、悪意・不正出願、商標権侵害などの行為に対して引き続き規制を強める。

リソース：CNIPA：http://www.cnipa.gov.cn/ztzl/2020nqgzscqxzz/2020xzzfbk/1148043.htm

Add: 中国北京市豊台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F　〒100161

Tel: 86-10-62113695　Fax: 86-10-62198011　Email: int@cnkip.com　Homepage:www.cnkip.com

Topic-2

2019 年最高裁判所知財法廷のアニュアルレポート

2020 年 4 月 16 日、中国最高裁判所属の知財法廷が 2019 年アニュアルレポートを発表した。同法廷は 2019 年 1 月 1 日に正式に成立され、世界初の最高裁判所レベルの専らな知財審判機関である。その職能としては、裁判基準の統一化が重点中の重点とされ;また、審理体制の改善によって審理の質と効率を高めること；そして、司法的保護および国際間交流を強化すること、となっている。

ここで、主に、技術類知財案件の裁判基準を示唆した第一章の知財裁判案件統計データをまとめて見てみよう。（第二章：訴訟制度と審判システムの改善；第三章：司法公開と国際間提携；第四章：調査研究の強化と社会参与、となっている。）

➢ 総括：

2019 年、知財法廷が受理した技術類知財案件は計 1945 件、結審 1433 件となり、結審率が 73.7%であった。内訳は以下のようである。

内訳	受理	結審	受理総件数比	平均審査周期
民事二審実体裁判	962 件	586 件	49.5%	73 日
行政二審	241 件	142 件	12.4%	--
管轄権異議二審	481 件	446 件	24.7%	29.4 日
その他	261 件	259 件	13.4%	--

➢ 案件源：

2019 年、知財法廷が受理した各類二審案件は 1684 件であった。下記は、案件源前 5 位の地域である。それによって、中国では、技術類の知財経済活動がほぼ経済発達地域に集中している一方で、知財紛争が生じる率も高くなることが分かる。

Add: 中国北京市豊台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F　〒100161

Tel: 86-10-62113695　Fax: 86-10-62198011　Email: int@cnkip.com　Homepage:www.cnkip.com

1	北京知財裁判所	376 件
2	広州知財裁判所	297 件
3	上海知財裁判所	143 件
4	南京知財法廷	107 件
5	深セン知財法廷	96 件

➢　案件類型：

以下は、前記 962 件の民事二審実体裁判案件の中、各案件類型別の受理件数である。そのうち、実用新案権侵害紛争（47.2%）、発明特許権侵害紛争（24.3%）、コンピューターソフトウェアに係わる紛争（14.8%）が案件数に高い比率を占めている。

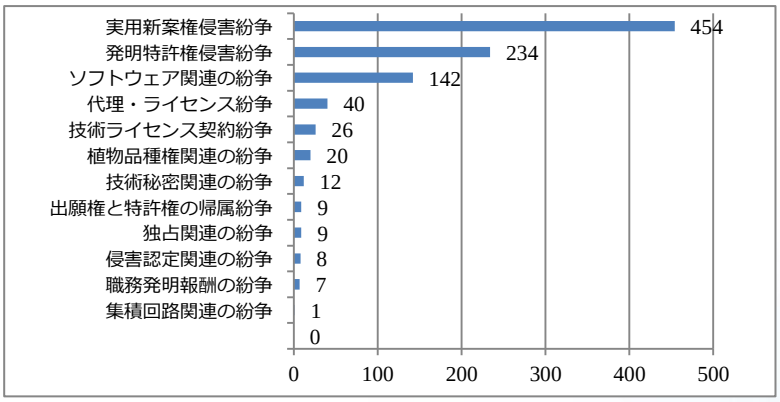

また、前記 241 件の行政二審案件の中に、無効審判や拒絶査定不服審判などの権利付与・権利確定に関わる行政案件が 230 件占めている。詳しくは以下のようである。

	無効審判関係	拒絶査定不服審判関係
発明特許	80 件	71 件
実用新案	57 件	9 件
意匠	13 件	--

➢　渉外案件の裁判結果：

2019 年、知財法廷が受理した渉外案件は 154 件、香港・マカオ・台湾の関連案件が 20 件、計 174 件。そのうち、結審案件数は合計 98 件で、外国当事者勝訴（部分勝訴も含む）21 件、中国大陸当事者勝訴 11 件となっている。下記図は国別の渉外案件当事国を示している。

Add: 中国北京市豊台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F　〒100161

Tel: 86-10-62113695　Fax: 86-10-62198011　Email: int@cnkip.com　Homepage:www.cnkip.com

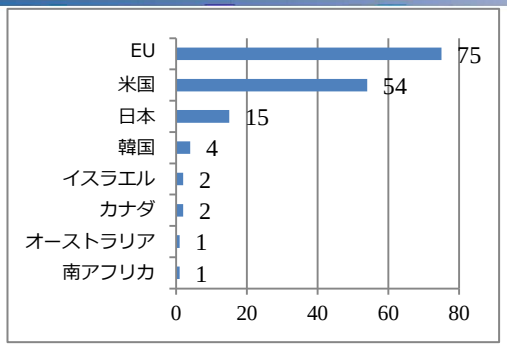

➢ 各類案件の特徴：

専利民事案件：

- 争議点がおもに請求項の解釈および均等侵害の判定にある；
- よく使われる抗弁理由として、合法的出所による抗弁、現有技術による抗弁、先使用権による抗弁があげられる。

専利行政案件：

- 発明特許に係わる案件数がより多い。機械分野の案件数は全体的に一番多いが、無効審判においては電子電気分野と機械分野が並列に前位である。また、化学分野の無効審判案件は、医薬とバイオテクノロジーに集中している。
- 進歩性の判断は主要な争議点。

管轄権異議案件：

- 基本的に権利者の主張を支持する方向。

リソース：最高裁判所、レポート原文：http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-225861.html

Add: 中国北京市豊台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F　〒100161

Tel: 86-10-62113695　Fax: 86-10-62198011　Email: int@cnkip.com　Homepage:www.cnkip.com

Topic-3

最高裁判所、「知的財産権の司法的保護を全面的に強化することに関する意見」公表

2020 年 4 月 21 日、最高裁判所は、「知的財産権の司法的保護を全面的に強化することに関する意見」（以下は「意見」）を公表した。

公表背景：

1）「知的財産権の保護強化に関する意見」などの中央令に応じる；

2）時下のホットトピックを回答。例えば、中米貿易協議に言及された営業秘密の保護、または知財判決の実際的執行など。

3）「挙証が困難、審査周期が長い、賠償額が低い、保護コストが高い」という司法的保護の課題を解決する。

主要内容：

1）各類知的財産権の特徴に基づき保護を行う。

- 各類知財権に関する審査、審判および司法的保護を規範化にする。
- 商標、商業標識、地理的表示に対する保護を強化する。
- 著作権および関連権利の保護を強化する。
- 営業秘密の保護強化。営業秘密における民事・刑事事件の境線を正確に把握する。
- 電子商プラットフォームでの侵害認定規則を改善する。
- 職務発明などの知的成果の流通と応用を促す。
- 知財刑事案件を厳格に打撃・処罰する。
- 中外主体の合法的権利を平等に保護する。

2）主要な課題の解決に力を入れる。

- 挙証責任の軽減、電子証拠の採用などによって着実に知財権保護コストを下げる。
- 知財訴訟の審理周期を短縮する。
- 侵害賠償額を高める。
- 不誠実な訴訟行為を規制する。
- 知財司法裁判を有効的に執行する。

Add: 中国北京市豊台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F　〒100161

Tel: 86-10-62113695　Fax: 86-10-62198011　Email: int@cnkip.com　Homepage:www.cnkip.com

3）体制およびシステムの築き上げ

- 知財審判体系の専門化を推進する。審判標準の統一、専門的な裁判所の設立など。
- 協同審判体制の築き上げ。知財権に関する民事案件、行政案件、刑事案件の基準と差異を把握したうえ、各部門を有効的に協調させる。
- 案例の活用で司法裁判をガイダンスする。
- 審判プロセス、法廷尋問、裁判文書、執行状況を確実に情報公開する。
- 国際間提携・交流活動を引き続き促進する。

4）各部門の提携を強化する。

- 調停、仲裁などの多元的な紛争解決方法を推奨する。
- 公安、検察、税関、市場監督など各部門間の提携を強化する。
- 部門間の情報・データの共有

5）審判官の専門性の向上、知財法廷の増設、AI・電子化ツールと技術の応用

リソース：

1）最高裁判所、http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-226491.html

2）国務院ニュース弁公室、2020 年 4 月 21 日記者会見、江必新二級裁判官
http://www.scio.gov.cn/xwfbh/xwbfbh/wqfbh/42311/42904/index.htm

Add: 中国北京市豊台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F　〒100161

Tel: 86-10-62113695　Fax: 86-10-62198011　Email: int@cnkip.com　Homepage:www.cnkip.com

Topic-4

最高裁判所、専利権付与・確定に係る行政案件審理の規定に対してパブコメ募集

2020 年 4 月 28 日、最高裁判所は「専利権付与・確定に係る行政案件の審理における若干問題に関する最高裁判所の規定（一）」（意見募集稿）を公表し、社会に向けて意見とアドバイスを募集する。募集期間は 2020 年 6 月 15 日までである。

定義：（第 1 条）

専利権の付与に係わる行政案件：出願人が拒絶査定不服審判の決定に対して不服し、裁判所に提訴した案件を指す。

専利権の確定に係わる行政案件：権利者／無効審判請求人が無効審判の決定に対して不服し、裁判所に提訴した案件を指す。

審査範囲：（第 2 条）

一般的に原告の訴訟請求と理由による。原告が訴訟において主張しなかったが、知識産権局（CNIPA）の関連認定に明らかな過失が存在する場合、裁判所は各当事者の意見を聴取した後、関連事由に対して審査・裁判することができる。

主要な内容・要点：

請求項の用語・解釈に関して（3－4 条）

✧ 一般的には、所属技術分野の技術者が理解している、且つ発明の目的に合致する通常的な意味によって請求項の用語を限定する。造語の場合は、明細書・図面に明確に説明・定義されている内容による。

✧ 請求の範囲、明細書および図面には、形式上に明らかな誤記があったが、所属技術分野の技術者が前記書面から唯一の理解が得られる場合、裁判所は当該理解に準じて認定する。

専利法 26 条 3－4 項に関して（5－10 条）

専利法 26 条 3 項：明細書は、発明又は実用新案に対し、その所属技術分野の技術者が

Add: 中国北京市豊台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F　〒100161

Tel: 86-10-62113695　Fax: 86-10-62198011　Email: int@cnkip.com　Homepage:www.cnkip.com

実現できることを基準とした明確かつ完全な説明を行い、必要時には図面を添付する。要約は発明又は実用新案の技術要点を簡潔に説明する。

専利法 26 条４項：請求の範囲は明細書を根拠とし、保護を求める範囲について明確かつ簡潔に限定する。

下記のいずれかに該当する場合、裁判所は専利法 26 条 3、4 項に違反したと認定する。

- ✧ 実施例、データ、図表など技術内容の虚構・ねつ造がある場合
- ✧ 明細書・図面には特定な技術的内容が十分に開示されず、技術案の実施ができない場合
- ✧ 請求項が限定する発明の主題類型が不明確、または同時に複数の主題類型を限定している場合
- ✧ 請求項における技術的特徴の意味を合理的に確定できない場合
- ✧ 各技術的特徴の間に明らに対立し、かつ合理的に解釈できない場合
- ✧ 所属技術分野の技術者が明細書・図面から請求項に限定された技術案を直接に得られない、または合理的に概括して得られない場合
- ✧ 明細書と図面との記載内容には互いに対立し、請求項に限定された技術案により明細書に記載の技術問題が解決できるのかが確定できない場合
- ✧ 機能／効果により限定された技術的特徴について、明細書・図面にその機能/効果を実現するための具体的な実施例が記載されていない場合;または記載されたが十分に開示されず、実施例が実現できない場合

実験データの補充提出に関して（11－12 条）

- ✧ 出願日以降に、明細書に記載の技術的効果に関する技術内容が十分に開示した、かつ出願日の時点に当業者が明細書、図面及び公知常識により当該技術的効果が確認できることをさらに証明するために提出された実験データに対しては、裁判所が審査すべきである。
- ✧ 当事者が実験データを提出する場合、裁判所は当該実験データの出所や形成過程などについて挙証要請することができる。当事者が実験データの信憑性に争議がある場合、裁判所は第三者機構に検証を委託することができる。

Add: 中国北京市豊台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F　〒100161

Tel: 86-10-62113695　Fax: 86-10-62198011　Email: int@cnkip.com　Homepage:www.cnkip.com

技術方案・分野の限定に関して（13－15 条）

✧ 明細書に記載されている背景技術は専利法 22 条 5 項の「現有技術」に当たらない。ただし、それが出願日前に国内外において公知であったことを証明する証拠がある場合は除く。

✧ 請求項に限定された技術案の技術分野を確定する際、裁判所は、請求項の主題名称及び内容、明細書の「技術分野」に記載された内容並びに当該技術案が実現する機能及び用途を総合的に考慮し、かつ国際特許分類番号を参照する。

✧ 区別的技術特徴による技術的効果が明らかに記載されていない場合、裁判所は公知知識、区別的技術特徴とその他の技術特徴との関係、技術案における区別的技術特徴の役割等などを結合して実際に解決する技術的課題を認定することができる。

意匠に関して（16－24 条）

✧ 特定的な技術的機能を実現するための必須的／有限的な選択肢になるデザイン特徴は、意匠の全体的な視覚効果に著しい影響を与えないものではない。

✧ 意匠の類否判断において、「全体的な視覚効果が同じ、或いは実質的に同じ」との基準は重要である。

✧ 専利法 23 条 3 項の「合法的な権利」とは、作品、商標、地理的表示、肖像および一定の影響のある商品名称、包装、装飾、企業名称などを指す。

行政訴訟法による裁判に関して（25－27 条）

✧ 知識産権局（CNIPA）が拒絶査定不服審判・無効審判を審査する際に下記のいずれかに該当する場合、裁判所は行政訴訟法 70 条 3 項違反との当事者の訴訟主張を支持すべきである。

1）当事者提出の理由・証拠を遺漏し、且つ当事者の権利に実質的な影響を与えた場合；2）法に依って審理プロセスに参加すべき当事者に通知しておらず、当該当事者の権利に実質的な影響を与えた場合；3）当事者に合議グループのメンバーを告げておらず、且つ当該合議グループのメンバーが法定的な回避事由が存在するにもかかわらず回避していない場合。

Add: 中国北京市豊台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F　〒100161

Tel: 86-10-62113695　Fax: 86-10-62198011　Email: int@cnkip.com　Homepage:www.cnkip.com

✧ 知識産権局（CNIPA）が無効審判請求人の請求理由と証拠の範囲を超えて審理し、且つ職権限外に当たる場合、裁判所は行政訴訟法 70 条 4 項違反との当事者の訴訟主張を支持すべきである。

✧ 裁判所は行政訴訟法 70 条に依って、拒絶査定不服審判決定・無効審判決定の中の間違った部分を取消すと裁判することができる。

裁判に関するその他規定（28－35 条）

✧ 裁判所が、知識産権局（CNIPA）の下した無効決定に対して無効審決における無効理由が成立しないと判断した場合、審決取消、或いは部分的審決取消との裁決を下し、知識産権局（CNIPA）に再審理を要請しない。

✧ 裁判所による発効した裁判において関連する事実及び法の適用についてすでに明確な認定がなされているが、当事者が、知識産権局（CNIPA）が当該発効した裁判の認定に基づき改めて行った審査決定に不服して提訴した場合、裁判所不受理と裁定する。受理済みの場合は、却下する。ただし、当該審査決定における事実の認定、法の適用が当該発効した裁判における認定を超えて、当事者の権利に新たな不利益な影響を与える場合は除く。

✧ 事実の認定・法の適用に間違いが存在したが、無効審決または部分的無効審決の結論が正しい審決に対して、裁判所は審理違法の事実を認定するが、当該審決を取消しない。

✧ 公知知識／通常デザインの主張に対して、裁判所が当事者に説明／証拠提出を要請すべきである。

✧ 権利者から、無効審決が出された請求項の有効性を証明するために提出された新しい証拠に対して、裁判所は一般的に審査をすべきである。

✧ 無効審判請求人から、無効審決が出された請求項の無効性を証明するために提出された新しい証拠に対して、裁判所は一般的に採用しない。ただし、下記の証拠は除く。

1）当事者主張の公知知識／通常デザインを証明するため、且つ知識産権局（CNIPA）に証拠提供を要請されたが提出できない状況に当たらないもの；
2）所属技術分野の技術者／一般消費者の知識レベルと認知能力を証明するもの；

Add: 中国北京市豊台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F　〒100161

Tel: 86-10-62113695　Fax: 86-10-62198011　Email: int@cnkip.com　Homepage:www.cnkip.com

3）意匠製品のデザイン空間（自由度）を証明するもの；

4）知識産権局（CNIPA）に採用された証拠の信憑性／証明力を補充するもの；

5）前項に称する権利者による新しい証拠に反論するもの。

裁判所は、前項に規定している証拠の提出／補充を当事者に要請することができる。

✧ 本規定が施行後、裁判所による審理中の一審、二審案件に適用できる。
本規定の施行前に既に終審され、かつ本規定の施行後に再審される案件は適用できない。

リソース：最高裁判所、http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-227631.html

Add: 中国北京市豊台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F　〒100161

Tel: 86-10-62113695　Fax: 86-10-62198011　Email: int@cnkip.com　Homepage:www.cnkip.com

Topic-5

ブリーフニュース

1．CNIPA、「知的財産保護の強化に関する意見」の推進計画を公表

2020 年 4 月 20 日、国家知識産権局（CNIPA）は「知的財産保護の強化に関する意見」の推進計画を公表した。

計画書は、知財保護において、1）法律・規定の制定、2）法的執行と司法的保護の強化、3）各種の保護メカニズムの構え、4）審査・審理などの周期短縮化、5）対外交流・提携の強化、6）人材育成と各種データベースの投入拡大、7）知財保護の宣伝とインセンティブ制度の導入、という 7 つの部分に分けられ、計 133 項計画がスケジュールにあげられている。

下記は、2020 年年末まで完成しようとする計画の一覧である。

5 月末まで	1．実体市場に対する法的執行の強化および情報公開 2．健康・安全関連の侵害商品に対する法的執行の強化および情報公開
6 月末まで	1．商標侵害判断基準、制定と公表
7 月末まで	1．侵害商品の廃棄処分の関連政策、制定と公表 2．薬品の侵害商品に対する法的執行活動の情報公開制度、制定
8 月末まで	1．最高裁、営業秘密紛争案件の審理に関する法的解釈、制定 2．最高裁、専利権付与・確定の行政案件に関する規定、公表 3．インターネット侵害・ニセモノに関する司法的解釈、公表 4．知財侵害刑事事件に関する法的解釈、制定 5．公安部門管轄の刑事事件に関する立案追訴基準の規定、修正 6．各類知財侵害事件の賠償制度の司法的政策、制定と実施
10 月末まで	1．薬品特許紛争の早期解決メカニズム、制定 2．著作権および隣接権の法的執行のガイダンス、準備 3．知財関連の法的書類の認証、証人証言などの規則、準備 4．営業秘密侵害行為防止に関する規定、修正 5．行政許可に関する営業秘密・ビジネス情報の保護の強化、政策打ち出し 6．電子商プラットフォームの知財保護管理基準、制定と関連政策の打ち出し

Add: 中国北京市豊台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F　〒100161

Tel: 86-10-62113695　Fax: 86-10-62198011　Email: int@cnkip.com　Homepage:www.cnkip.com

12 月末まで	1．違法代理行為に対する取締り活動 2．中国国際知財仲裁委員会の設立 3．知財保護センターの関連管理規則の制定 4．県級以上の林業・草原主管部門に対するトレーニング実施（植物品種関係） 5．知財保護に関する実績評価および保護アセスメントシステムの制定、準備

リソース：CNIPA、http://www.sipo.gov.cn/zscqgz/1147678.htm

2．全人代、「著作権法修正案（草案）」の審議をスケジュールに

2020 年 4 月 26 日、第 13 期全人代常務委員会第 17 回会議が開かれ、国務院から提案した「著作権法修正案（草案）」の審議に対して、当日の会議日程に上げられた。

現行の著作権法は 1990 年 9 月に第 7 期全人代常務委員会第 15 回会議で審議通過された。その後、2001 年、2010 年に 2 回修正された。今回の修正案は以下の点が注目されている。

1）法的概念、専門用語の新規追加と修正

例えば、「公民」を「自然人」に、「その他の組織」を「非法人組織」に、「時事報道」を「単純な事実情報」に変えた。民法体制の用語表現と一部に統一し、また新しい物事をカバーできる適用範囲に応じるようにする。

2）インターネット上の著作権保護の強化

草案には、「映画著作物及び映画の撮影製作に類する方法により創作された著作物」などの表現を「視聴覚著作物」に修正した。これまで、スポーツ試合やオンラインゲームなどの中継画面が著作権として保護されるのは難点の一つだが、今回の修正によって今後どうなるかは注目すべきであろう。

3）賠償額の増加と法的執行の強化

草案 53 条に、「。。。著作権又は著作隣接権を故意に侵害し、情状が深刻な場合は、上述の方法により確定された金額の 1 倍以上 5 倍以下の損害賠償を行うことができる。。。人民法院が侵害行為の情状により 500 万元以下の損害賠償額を支払うべきとの判決を下す」ことができる。

Add: 中国北京市豊台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F　〒100161

Tel: 86-10-62113695　Fax: 86-10-62198011　Email: int@cnkip.com　Homepage:www.cnkip.com

また、著作権主管部門は、侵害疑義行為を調査・処分する際に、関係当事者に聞き取り調査、立入検査、関連資料の調査・複製、場所と物品を差押え・押収などを行うことができる。「当事者は助力・協力をしなければならず、これを拒み、又は妨害してはならない」と草案 54 条に規定している。

リソース：

1）中国人大網

http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202005/1ec7df096a7b43acbb9e6cea4b8dfe9d.shtml

2）新華網 4 月 27 日、史競男、白陽、舒静

http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202004/870f6b9997cb41709bd7f939d2c90cad.shtml

3. CNIPA、「商標代理管理弁法（意見募集稿）」をパブコメ募集

2020 年 4 月 22 日、国家知識産権局は「商標代理管理弁法（意見募集稿）」を公表し、公衆に向けてパブコメを行った。意見募集の締め切りは 2020 年 5 月 22 日までである。

同「管理弁法」の起草背景として、1）商標代理行為に不規範な問題がある、2）商標代理の関連法律が不足、3）商標代理の監督・管理機関のスキル向上が必要、という三点によるものである。

主要な内容は、主に五つの面に分けられ、計 7 章 52 条規定している。具体的に、1）商標代理機構の届出制度の制定、2）商標代理行為の規定・規則を明らかにする、3）クレジットリスト導入などの手段で商標代理監督を多様化にする、4）商標法 6 条および商標実施細則 88 条の「商標代理違法行為」に対してより細かく規定する、5）商標代理業界自身の自律と能力向上などを要請する、という。

リソース：CNIPA　http://www.sipo.gov.cn/tcwj/1148060.htm

Add: 中国北京市豊台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F　〒100161

Tel: 86-10-62113695　Fax: 86-10-62198011　Email: int@cnkip.com　Homepage:www.cnkip.com

4．最高裁、2019 年度中国裁判所における十大知財事件および 50 件典型案を発表

2020 年 4 月 21 日、最高裁判所は 2019 年度中国裁判所における十大知財事件および 50 件典型案を発表した。ここで、日本出願人／権利者と関係ある 1 例を簡単に見てみよう。

例 1．十大知財事件の一　本田技研 VS 重慶恒勝鑫泰、恒勝グループ　商標権侵害

経緯：

重慶恒勝鑫泰社は、ミャンマーの美華社の委託を受け、「HONDAKIT」マーク付きのモーター・部品を計 220 両加工生産し、雲南省税関での申告価値が総計 118360USD である。

中級裁判所の一審で、重慶恒勝鑫泰社の商標権侵害が認定され、賠償額 30 万 RMB と定められた。高級裁判所の二審で、渉外委託加工の理由で重慶恒勝鑫泰社の商標権侵害が認められず、一審判決が取消された。最後に、最高裁の再審で、一審の判決を維持すると判決された。

意義：

商標侵害行為を判断する際に、商標法の全体的な法的意義から解釈し、侵害判断基準の基本的な規則に従うべきである。渉外委託加工などの単一な行為を分割して判断してはいけない。

リソース：

1）最高裁判所、「法弁「2020」99 号」http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-226511.html

2）　裁判文書網、「最高裁判所（2019）最高法民再 138 号民事判決書」

http://wenshu.court.gov.cn/website/wenshu/181107ANFZ0BXSK4/index.html?docId=9e3af534c88c42689e53aaf200c14980

Add: 中国北京市豊台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F　〒100161

Tel: 86-10-62113695　Fax: 86-10-62198011　Email: int@cnkip.com　Homepage:www.cnkip.com

Topic-6

路浩ニュース

近日、弊所はビデオ講座、コラム文章などの形式で知財活動を活躍に行っている。

ビデオ講座：

4 月 27 日に、CNIPA 主催の知財公益講座に誘われ、海外特許制度（韓国）をテーマにして発表した。

4 月 28 日に、武漢市に誘われ、海外特許制度（欧米、日本、韓国）について遠距離ビデオ講座を行った。

WeChat コラム文章：

弊所の WeChat 公開アカウントで新型コロナ期間の各国対応政策に関して、コラム文章を十数篇発表した。

また、知財実務コラム文章には、「請求の範囲の確定」や「進歩性審査に関する『通常的な技術手段』に対する応答方法」などを二十数篇発表した。

これらの文章の総計閲覧数は 1 万人超えとなっている。

Add: 中国北京市豊台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F　〒100161

Tel: 86-10-62113695　Fax: 86-10-62198011　Email: int@cnkip.com　Homepage:www.cnkip.com

外国事務所との提携：

新型コロナ期間の各国対応政策コラムの一部として、読者に直感的に理解させるために、韓国とヨーロッパの提携事務所を誘って、ビデオの形式で韓国とヨーロッパの知財対策について説明していただいた。

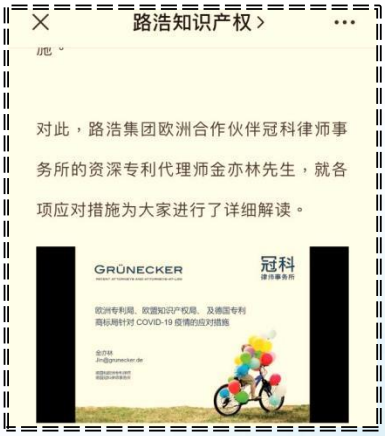

弊所の文章、ビデオにご興味をお持ちになる方は、WeChat で下記 QR コードをスキャンしてください。